

児童虐待と修復的正義

REASE 公開講座

「児童虐待被害者支援策の新展開」

2014年7月12日



立教大学コミュニティ福祉学部 小長井賀與

1 修復的正義 Restorative Justice とは何か

- 後期近代社会と修復的正義

国家主導で合理的・効率的な社会の建設・運営を目指し、経済的繁栄を求めてきた近代

人間の情緒や精神性、当事者主体、コミュニティの意義を再評価し、生活のあり方を見直そうとする後期近代

我々は大切なものを捨ててきたのではないか？

我々は物質的に豊かになって、幸せになれたか？

近代では合理的でないと言われてきたものに、「新しいレンズ」で焦点を当てて、世の中の事象を見直す。

「新しいレンズ」 — 出来事をどう解釈をするか、どんな要因が重要なのか、どういった対処が可能で適切なのかなどに関する思考の枠組み (ゼア、2003)

修復的正義・修復的司法 (Restorative Justice) は、国家が司法制度や児童福祉制度を整備していく過程で、前近代的で非合理的なものとして捨ててきたコミュニティの紛争解決手段の価値を見直し、再び社会運営の方法として取り込もうとする後期近代における思潮、実践

財産としての紛争 (Conflict as Property)

紛争は、その処理過程でコミュニティが凝集性と問題解決能力を高めていく契機となる財産なのに、国家がその財産を奪い、専門家達のものにしてしまった。

(Christie, 1977)

→ 修復的正義の実践に弾み

紛争の当事者は国家と加害者ではなく、被害者と加害者である。コミュニティの住民自身が紛争に対処する。

パラダイム転換

- 国家の秩序、法的平和を維持・管理するためだけでなく、住民が納得できるコミュニティの正義と平和を協働して創っていく！
- 犯罪観の違い
- 方法論の違い
- 目的の違い
- 正義観の違い

犯罪観の違い

- 従来の司法制度 — 犯罪は国家に対する侵害。法違反と罪責によって定義づけられる。司法は、体系的規則に従い、加害者と国家との戦いの中で、加害者の責任とその大きさを決定し、責任に見合う苦痛を科す。
- 修復的正義 — 犯罪は人々やその関係に対する侵害である。犯罪は事態を修復すべき義務を生み出す。司法は被害者、加害者及びコミュニティと関わりつつ、壊れた関係の修復を進め、関係者が自信を増進させるような解決策を追い求める。

(cf. ゼア、2003、pp180-216)

方法論の違い

- 前提（共通）
悪事によってバランスが崩れた。
加害者は責任を負う。
加害行為とそれへの対応の間には、比例的な関係があるべきだ。
- 方法
 - * 従来型司法
過去に行った罪の大きさに相応する苦痛を加害者に与えることで、法を破った加害者と法的秩序を崩された国家との間でバランスを回復させる。

正義観の違い

- 従来型司法における正義

正義とは、社会全体の幸福を保障する秩序を実現し、維持すること
(広辞苑)

ドイツの憲法裁判所による「比例原則」

- ① 手段が正当な目的と適合的である。
- ② 手段が目的達成のために必要である。
- ③ 制限による利益と失われる利益が均衡している。

(芦部信喜、高橋和之補訂、2013、p105)

- ジョン・ロールズの「正義の二原理」

第一原理 – 各人には基本的自由に対する平等の権利がある。

第二原理 – 社会的・経済的不平等は最も恵まれない人の利益を最大化するときのみ許され、いかなる地位や職務に着く可能性も全ての人に開かれている。

(ロールズ、2010、p84)

修復的正義における正義

- すべての人々を尊重して、
 - ① 誰が傷ついたか、彼らのニーズは何かに焦点を当て、
 - ② 事態に利害・関心をもつ人及び影響を受けた人（被害者、加害者、コミュニティ）を関わらせて、
 - ③ 関係者なら誰でも包摂し、協働して熟議し、
 - ④ 害悪に起因する（加害者、コミュニティ、社会の）責務に取り組み、
 - ⑤ 悪事を健全化していく。

（ゼア、2003その他）

* 修復的正義

被害者の受けた害とニーズを確認することから出発し、加害者が自ら起こした害を修復する責任を引き受け、履行することを要請する。さらに、加害行為を引き起こした原因に向き合い、自分の中にある悪を健全化する努力をするよう促す。

加害者に修復責任を履行させることで、将来の新たな局面で過去の害悪を修復させることでバランスを取る。

目的の違い

- 従来型司法

国家の秩序・法的安定性の回復、維持

- 修復的正義

被害者と加害者双方をコミュニティの中で肯定することを目指し、彼らの人生ストーリーを肯定的なものに変容させる手助けをする。

コミュニティにおける関係性の回復、発展

修復的司法の目標

- 能動的な責任 = 住民は皆、コミュニティ建設への連帯責任(Responsibility)を負う。したがって、住民である加害者は行った悪事に関して、説明責任 (Accountability)を担う。
- 平和な社会生活 = 調和、満足、安全、善き生活
- 尊敬 = 住民は皆、尊厳と価値を有する者として遇し合う。
- 連帯 = 存在を支持され、繋がっているという感覚

(cf. Van Ness & Strang, 2010)

修復的正義の定義

(純粹モデル)

当該紛争に関係する当事者が一堂に会し、紛争の影響と将来の関わりをいかに取り扱うかを協働して解決していく過程である。

(最大化モデル)

紛争によって生じた害を修復することによって、正義を志向する一切の活動である。

修復的正義の実践領域

- 近隣のもめ事
- 児童福祉（親権、養育、親権のない親との交流、養子縁組、虐待、親子分離、etc.）
- 家事問題（離婚、相続、財産分割、etc.）
- 民事司法（契約不履行、医療過誤、etc.）
- 少年保護（非行、触法行為）
- 刑事司法（犯罪）
- 学校生活（けんか、いじめ、etc.）
- 平和構築（人種差別、宗教対立、虐殺、etc.）

2 児童虐待への修復的実践

問題の所在

- 児童は家族の中で生活を保障され、愛護されながら成育していく。児童は親との愛着関係を基盤として自我を形成し、社会性を育んでいく。

しかし、児童虐待では、児童にとって保護の担い手であり役割モデルとなるべき親が、加害者となっている。

「関係性」のねじれ ← 「関係修復」 — 修復的司法

- 加害する親は親族やコミュニティから孤立し、子育ての支援を受けていない。あるいは、親族やコミュニティには、親を支援する余裕がない。

(1) 適用される RJ の種類

- 家族集団カンファレンス

(Family Group Conference, FGC)

被害者、加害者、拡大家族、コミュニティの住民が集い、家族に起こった問題解決のために話し合い、決定していく過程

- メディエーション (Mediation)

被害者と加害者が、メディエーターの仲介の元に、家族に起こった問題解決のために話し合い、決定していく過程

FGCの過程

- 参加者が問題を巡る情報を共有しながら、有効な解決策を見出すために熟議していく。
- その過程で、参加者の長所が引き出され、困難な状況から回復する力を得ていくが、同時に互いに支援し合うネットワークも形成される。
- 加害者に対する応報よりも、被害者のニーズに焦点を合わせる。
- 参加者をエンパワーし、家族やコミュニティの所有する資源が増していく。

FGCの特徴

- 長所基盤モデル Strength-based Model
当事者の問題解決力、回復力を信頼し、当事者による解決に委ねる。
⇔ リスク管理モデル
- 当事者のニーズを満たすことを目的とし、未来を志向している。

(2) 児童虐待問題におけるニーズ

- 児童の最善の利益

まずは安全を確保し、さらに児童の成長と発展を保障すること

児童は保護者や家族から愛情と保護を受けることを通じて、他者や自分への基本的信頼感を育み、それを基盤に自我を確立し、社会への肯定的な構えを形成していく。

だから、児童の最善の利益を保障するためには、家族の健全化が必須である。

したがって、

- 加害者である保護者を生活の苦渋から癒し、健全さを引き出して、親としての成熟を助けることもニーズ
- 親が成熟するためには、それを助けるべき拡大家族やコミュニティの人々も健全で余裕あることが望まれる。拡大家族やコミュニティの健全化もニーズ
- 利害関係者の福利が実現され、良い関係性があるからこそ、児童の安全と成長・発達が保障できる。さらに、子育てが関係者の喜びとなって、喜びが利害関係者の間を循環していく。

ゼロ・サム・モデルから ウィン・ウィン・モデルへ

- ウィン・ウィン関係が実現できるのは枠組みの拡大があるから。当事者の直接の所属団体でなく、（関係者がアイデンティティを共有する）それより上位の場で紛争を治めようとするから、当事者全体を利することができる。潜在化している紛争をも扱うことで、抜本的な紛争解決が可能となる（ブレイスウエイト、2008）

(3) ステークホルダーと支援共同体

- ステークホルダー（利害関係者）
 - ー 被害者、加害者、拡大家族、コミュニティの住民
- 子育ては保護者のみならず、社会や国の責務。だから、児童福祉におけるステークホルダーは広範に及ぶ。
- ただし、自然発生的な拡大家族やコミュニティの紐帯は希薄化している。それなら、代わるものを社会的に構築すればよい。



ケアの共同体 Community of Care を創ろう！

官主導のネットワークに個別のニーズをはめ込むのではなく、現前にある個別のニーズを満たすために、ステークホルダーが集い、解決策を熟議する中で形成されたケアのネットワーク

(4) 加害者の再統合的恥付け Reintegrative Shamingと能動的責任

- 再統合的恥付けは修復的正義の主要な過程

利害関係者が集い、被害者と加害者双方をコミュニティの一員として包摂することを保証した環境の中で、加害者に本音を語り、被害者に与えた被害に対峙し責任を取ることを促す。

加害者は本音を語ることで恥を掻き、関係者がそれでも自分を受け入れ語りを傾聴してくれたことで、更に恥の意識を深める。この過程を踏むことで、包摂された安心感から自分の与えた害に対峙でき、責任を取ろうとする (Braithwaite, 1989)。

- 情緒が利害関係者の間を循環し、加害者に能動的責任意識と癒しをもたらす。

親子の「再統合」の過程

- 被虐待児にとって、親との再統合は成長のために不可欠のステップ
- 再統合は、親との同居の如何に関わらず、互いを認め合って心理的に程よい距離を保てるようになること
- 心身ともに傷ついた児童が加害親を受入れるようになるには、保護的な環境の中で、受けた害の痛み、親への憎しみ・怒り・慕情など揺れ動く感情を吐露することが必要。その上で、保護者の本音での心情の吐露と心からの謝罪を聴き、また、保護者の「再統合的恥付け」の場に居ることで、虐待時の保護者の状況や事情を理解できるようになる。
- 保護者が完全に否定されると、児童の人間存立の基盤も根こそぎ壊れる。
(cf. 刑事裁判での加害親への有罪宣告)
保護者が包摂されることで、児童の癒しが堅固になる。

(5) 当事者の新しいナラティブとエンパワー

- 児童の被害体験 — 存立を揺るがすスティグマと暗い記憶
- 自分の内面にある親子のイメージを肯定的なものに塗り替え、家族の新しいアイデンティティを形成する必要
- ミディエーターの非指示的仲介の下、利害関係者が「問題の外在化、問題の解体、問題の解決に向けた熟議、肯定的な記憶の想起、物語の書き換え」の手順で、新しい親子のナラティブを創っていく。
- 加害親もコミュニティも新しいナラティブを紡げる。
→ 利害関係者のエンパワー

(6) 修復的正義と国の司法制度による 「応答的規制 (Responsive Regulating)」

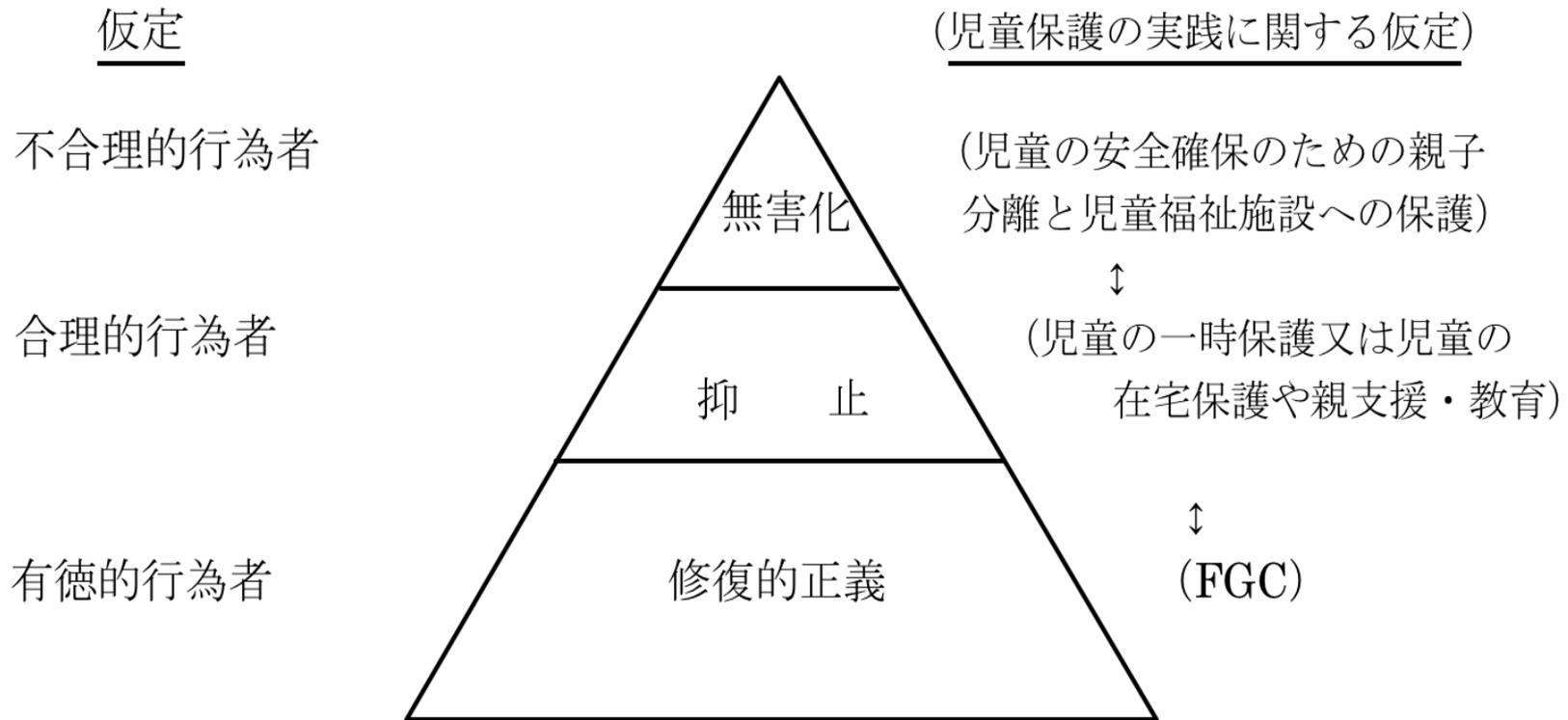
- 児童の安全のための立入り調査と親子分離
  育児への親の責任意識と主体的関与
- 保護者の能動責任と専門家による介入の相克

しかし、

- 専門家の介入や司法制度と修復的正義は、共存し相補し合うもの。一国の正義の質は、両者の関係性によって決まる。(ブレイスウエイト、2008)

つまり、応答的規制

修復的正義と応答的規制の統合に向けて



出所：「Braithwaite, 2008, p. 78」

児童保護場面での仮定は筆者の加筆

(7) 手続き的正義

- 親との信頼関係に基づいた関与こそ、児童の最善の利益に資する。
- 児童福祉機関が規制を強化せざるを得ない場合にも、保護者に公的な規制を受入れざるを得ないという認識があり、当局が規制を行う理由が理解可能で、規制が透明性のある手続きに基づいて行われるなら、保護者が不公正感を抱くことが少ない。FGCに戻る可能性も高まる。
- 手続き的正義の要素 — 一貫性、代表性、偏向の抑制、倫理性、適格性、修正可能性

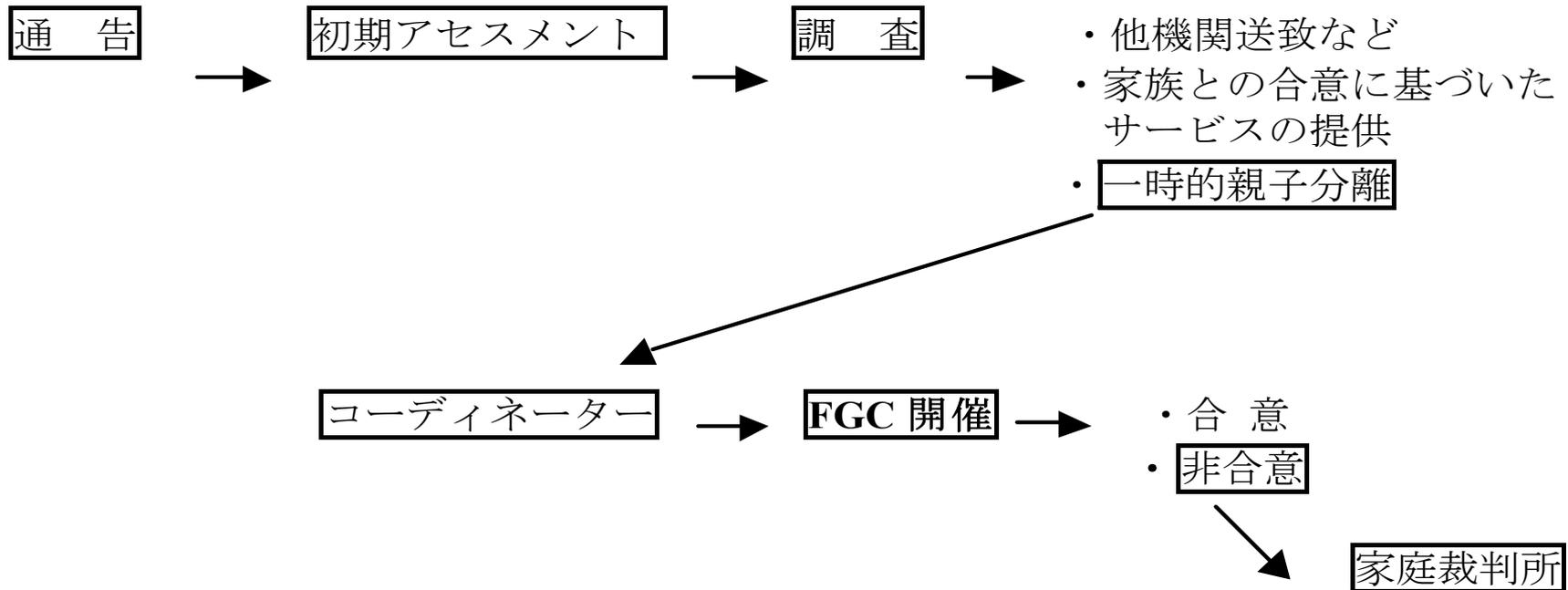
(Neff, 2004)

3 児童虐待への修復的実践の例

ニュージーランドのFGC

- 根拠法： The Children, Young Persons and Their Family Act, 1989
- 文化的な規範、家族、拡大家族、コミュニティのストレンクス・長所を、子どものケアと保護に結びつけたところに斬新さがある。（コノリー、2005、p22）
- 家族のエンパワーの要素
家族とソーシャルワーカーのパートナーシップ、
家族のストレンクス視点、家族の意志決定への参画、
家族の保全、家族の絆の強化と維持計画
（コノリー、2005、p23）

FGC開催までの児童保護手続き



出所：(林、2008、p 50 など)

参考文献のいくつか

- 愛知県、2003、『家族再生のための地域型家族支援マニュアル』
- 芦部信喜、高橋和之補訂、2013、『憲法 第五版』、岩波書店
- 小長井賀與、2010、「児童虐待と修復的実践」、『修復的正義の今日・明日』、成文堂、pp31-52
- コノリー、マリー他、2005、『ファミリー・グループ・カンファレンス』、有斐閣
- ゼア、ハワード、2003、『修復的司法とは何か』、神泉社
- 高橋則夫、2003、『修復的司法の探求』、成文堂
- 林浩康他、2005、『子ども虐待時代の新たな家族支援』、明石書店
- ブレイスウエイト、ジョン、2008、『修復的司法の世界』、成文堂
- ベック、エリザベス他、2012、『ソーシャルワークと修復的正義』、明石書店
- ロールズ、ジョン、2010、『正義論』、紀伊国屋書店
- Braithwaite, John, 1989, *Crime, Shame and Reintegration*, Cambridge University Press
- Christie, Nils, 1977, “Conflict as Property”, *British Journal of Criminology*, 17(1): pp1-14
- Neff, Rob, March 2004, “Achieving justice in child protection”, *Journal of Sociology and Social Welfare*
- Van Ness, Daniel W. & Strang, Karen Heetderks, 2010, *Restorative Justice*, 4th edition, LexisNexis